

令和3年8月5日付け「埼玉県最低賃金の改定決定に関する報告書」記載の要望等に関する対応

項目	要望事項		
	①中小企業支援策		③最低賃金審議会の在り方の検討
	a) 特に業況が厳しい企業への「期間を限定しない助成金の継続」 b) 中小企業・小規模事業者への「設備投資等生産性向上支援策、人材育成支援策の新設・拡充」	②28円の最低賃金引き上げに伴う「成果」や「影響」の検証	a) 「中央」と「地方」の役割分担の明確化 b) 現下における経済実態を反映する各種指標・データに基づく議論の徹底
対応結果等	①-a) ・令和2年4月1日より実施している「雇用調整助成金」の特例措置について、期限の延長を重ね、現在令和4年9月30日までとしている。 ①-b) ・生産性向上等を通じた最低賃金の引き上げを支援するための「業務改善助成金」の要件緩和及び運用改善を令和3年10月1日から行っている。 ・「業務改善助成金」については、令和3年10月の埼玉県公労使会議における関係行政機関への周知依頼、同年11月のしわ寄せ防止キャンペーン月間における商工会議所、商工会、労働基準協会への周知依頼に引き続き、令和4年は各種業界団体の総会等で、労働基準監督署長等により周知を行っている。（資料1参照） なお、申請及び支給実績の推移は別添資料2のとおりである。 ・人材育成支援については、令和4年4月1日より、人材開発支援助成金の中に、新たに「人への投資促進コース」を新設し、「企業の従業員教育、学び直しへの支援」や「デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援」を行っている。 ②・埼玉県四半期経営動向調査（令和4年1～3月期）において、「最低賃金の引上げについて」に関する調査を特別調査として行った。結果は別添資料3のとおり。 ・求人倍率等雇用状況の変化は令和4年度第2回埼玉県最低賃金専門部会配付資料No.5「埼玉労働市場ニュース（令和4年6月分）」のとおり。 ③-a)、b) ・令和3年8月5日に本省賃金課へ答申の報告と併せて、令和3年8月5日付け「埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」を送付して要望した。 ・令和4年6月14日開催の「令和4年度中賃公益委員と地賃公益委員との意見交換」において、土屋委員、満木委員より、中賃公益委員に要望した。 ・令和4年8月2日付「令和4年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」参照。		